

**令和7年第4回七戸町議会定例会**  
**会議録（第4号）**

令和7年12月5日（金） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第24号 専決処分事項の報告について  
（令和7年度七戸町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 2 報告第25号 専決処分事項の報告について  
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるこ  
とについて）
- 日程第 3 議案第69号 七戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第70号 七戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め  
る条例の制定について
- 日程第 5 議案第71号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第72号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第73号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第74号 七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第 9 議案第75号 七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃  
止する条例について
- 日程第10 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の  
減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更に  
ついて
- 日程第12 議案第78号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸  
町文化村美術館等）
- 日程第13 議案第79号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸  
町東八甲田家族旅行村）
- 日程第14 議案第80号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸  
町営スキー場）

- 日程第15 議案第81号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）
- 日程第16 議案第61号 令和7年度七戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第62号 令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第63号 令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第64号 令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第65号 令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第66号 令和7年度七戸町七戸靈園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第67号 令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第68号 令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 委員会報告について（各常任委員会及び議会運営委員会）
- 日程第25 閉会中の継続調査申出書について（各常任委員会及び議会運営委員会）
- 追加日程第1 追加提出議案の一括上程について
- 追加日程第2 議案第89号 七戸町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 議案第90号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第4 議案第91号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第5 議案第82号 令和7年度七戸町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第6 議案第83号 令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第7 議案第84号 令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第8 議案第85号 令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第9 議案第86号 令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第10 議案第87号 令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第11 議案第88号 令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第4号）

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

|    |     |        |     |     |        |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 16番 | 附田俊仁君  | 副議長 | 15番 | 岡村茂雄君  |
|    | 1番  | 藤井夏子君  |     | 2番  | 中野正章君  |
|    | 3番  | 山本泰二君  |     | 4番  | 向中野幸八君 |
|    | 5番  | 二ツ森英樹君 |     | 6番  | 小坂義貞君  |
|    | 7番  | 澤田公勇君  |     | 8番  | 工藤章君   |
|    | 9番  | 唄清悦君   |     | 10番 | 佐々木寿夫君 |
|    | 11番 | 瀬川左一君  |     | 12番 | 田嶋輝雄君  |
|    | 13番 | 三上正二君  |     | 14番 | 田島政義君  |

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

|              |         |            |       |
|--------------|---------|------------|-------|
| 町長           | 田嶋邦貴君   | 副町長        | 仁和圭昭君 |
| 総務課長         | 鳥谷部慎一郎君 | 支所長        | 三上義也君 |
| 企画調整課長       | 田中健一君   | 財政課長       | 佐藤源太君 |
| 税務課長         | 高田美由紀君  | 町民課長補佐     | 澤田秀樹君 |
| 保健福祉課長       | 西野勝夫君   | 介護高齢課長     | 金見真樹君 |
| こどもみらい課長     | 澤山晶男君   | 会計管理者      | 中村陽一君 |
| 商工観光課長       | 佐々木和博君  | 農林課長       | 原子保幸君 |
| 建設課長         | 高田博範君   | 上下水道課長     | 町屋淳一君 |
| 教育長          | 森田勝博君   | 学務課長       | 附田良亮君 |
| 生涯学習課長       | 鳥谷部伸一君  | スポーツ振興課長   | 井上健君  |
| 国民スポーツ大会推進室長 | 山田真太郎君  | 農業委員会会長    | 天間俊一君 |
| 農業委員会事務局長    | 田村教男君   | 代表監査委員     | 吉川正純君 |
| 監査委員事務局長     | 相馬和徳君   | 選挙管理委員会委員長 | 附田繁志君 |
| 選挙管理委員会事務局長  | 鳥谷部慎一郎君 |            |       |

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 相馬和徳君 事務局次長 町屋さおり君

---

○会議を傍聴した者（4名）

---

○会議の経過

○開議宣言

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和7年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより12月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

○日程第1 報告第24号

○議長（附田俊仁君） 日程第1、報告第24号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

1番議員。

○1番（藤井夏子君） 6ページ、歳入の14款2項1目5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関連質問になりますが、質問いたします。

先日、国の補正予算が閣議決定され、物価高対策として子ども1人当たり2万円の給付と、自治体が独自に使える2兆円の重点支援地方交付金が盛り込まれたようですが、当町において、それら交付金についての今後の見込みはどうなっているか、現時点での状況を伺います。

○議長（附田俊仁君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（澤山晶男君） お答えいたします。

まず、国においては、補正予算案を11月28日に閣議決定しております。物価高対応子育て応援手当につきましては、子ども1人当たり2万円の給付を予定し、当町では2月の支給を目指しております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、臨時国会において、今、重点支援地方創生交付金の補正予算が審議されておりますけれども、県からの情報によりますと、各自治体への配分額は、まだ公表されておりませんけれども、およそ昨年度配分額の3倍程度を見込んでいるということで、約2億円近い交付金額になるものと思っております。

この交付金は、補正予算成立後、速やかに予算化いたしまして、物価高騰対策に取り組むこととされておりますので、町内において、充当事業の検討を早期に行いまして、専決

補正予算に対応し、活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 10款の教育費に関連いたしますけれども、最近報道を見ますと、全国的にいじめとか不登校が年々増えていると。そして、個人的には私は昔の人間ですから、今の状況があまり理解できない部分があるのですけれども、そこで、学校、特に学校関係者は本当に現場で疲弊していると思うのですけれども、さあこれをどのようにして打開するかというのは、なかなか妙案がないと思うのですけれども、教育長あるいは教育関係者、もしもその辺で、こうすればいいのではないかなという妙案的な、あるいは、それがあったらお知らせ願えればよろしいかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（森田勝博君） ただいまの質問に関して、ちょっといろいろあるみたいですので、簡単に答えられる分を答えたいと思います。

まず、不登校に関してですが、一般に、私たち病気になれば原因を突き詰めて、これを治せば治るというふうに思いがちなのですが、不登校の場合は、いろいろ原因は考えられるのですけれども、全て複雑に絡み合っていますので、こうすればよくなるという解決策はないです。100人いれば100通りの原因がやはりありますし、いろいろなことが絡んでいると思います。

先日、文科省で出した原因等を見ると、不登校の原因として、無気力とか不安とか、生活リズムの乱れとか、関わり方が変わっている、いろいろなことがこう言われています。共通して言えるのは、子ども自身も分からぬ不安です。一般に甘えているというふうに思われるがちなのですが、実際、子どもを無理に学校に行かせようとすると震えが止まらなかつたりとか、そういった現象も結構見られています。

それなので、その不安というものについて、やはり向き合わなければいけないと思っています。とりわけ、子どもは、やはり社会を映す鏡と言われますが、私もずっと教育に関わってそう思う部分があります。つまり、私たち大人の不安感が、言葉にならない不安として子どもには映っていると思う部分があります。

ちょっと私の思い出す限りお話ししますが、社会がどう変化しているかということに関して言いますと、私自身が生きてきた高度成長期、その後の低成長期、円高不況があって、それを乗り越えてバブルになって、バブルが崩壊して、ここまでずっとインフレなのですよね。物の値段とか給料というのは上がっていくのです、ずっと。けれども、バブルが崩壊してからずっとデフレが続いて、給料は上がらないし、人員も削減されていくしというのが30年近く続いている。今、保護者の世代というのは、まさにそういう世代ではなかったのかなと思います。

けれども、私たち一般に、そのことを全くではないですが、考えないで、今の親はどうなっているのか、今の子どもはどうなっているのかという話がよくされます。

ちなみに、私が大学受験の頃というのは、二浪、三浪が当たり前で、今は全く逆転しています。浪人する学生を見ることはないです。大学入試のやり方も変わっています。小学校、中学校の勉強のやり方も変わっている。けれども、どうしても私たちは、子供を5段階で評価しようしたり、平均点で評価しようしたり、どこどこ学校に行けば、ああ、頭がいいなというような言い方をします。

世の中がどんどん変わっていて、進路選択も変わっていて、今現在、私が関わってきた高校でいうと、専門高校と言われる商業高校も工業高校も農業高校も、ほぼ進学のほうが多いです。けれども、昔ながらの考え方で、進学するなら普通科でしょというような考え方とか、5段階で5を取ってこないのかというようなものの見方をします。

しかし、実際、子供たちを見てみると、やはり自分の好きなものとかを、正直に勉強していくというのがすごく大事だと思うのですが、そういったことが、学校でも言われているし、社会もしやべっているのだけれども、実際、学校とか社会に行くと、やはり5段階で評価される。多様性大事だと言われながらも、結局そこを親も、もしくは、おじいちゃん、おばあちゃんも、そういう目で見てはいないでしょうか。

ですから、社会がどんどん変わっています。ムーアの法則を出すまでもないんすけれども、私が今日持ってきたUSBは1GBなのですけれども、勤めたときに使ったフロッピーディスクは1.4MBです。1.4MBの1,024倍なのです。それをポケットに入れて持ち歩く時代です。そういう変化がすごくあって、子どもたちの選択肢もすごくあって、けれども、子どもたちにとってみればロールモデルがないですよね。お父さん、お母さんが生きてきたように生きていく時代ではないし、お父さん、お母さんが勤めた職業というのほとんどなくなっていく可能性があります。そういう不安感というのは、子どもの中にはやはりあるし、保護者もそういう不安感があるはずです。

しかし、この前、高校教育改革の会議に行くと、子どもたちは多様な選択肢をほしい、いわゆる進路に向けて多様な科目選択がしたい。けれども、では、どういう学科を希望しますかというと、普通科なのです、ほぼほぼ、9割が。その矛盾というのは、実は保護者や、この社会の矛盾でもないかなと思うところがあるのですよ。いろいろな、私が見てきた子どもたち、商業の子どもたちも、その商業科目を突き詰めて探求して、経済学科とかに行ったりしているのです。農業高校の生徒もそうです。社会は、そういうふうになっているのだけれども、いや、あなたが大学に行くのなら普通科でしょというふうに言われている。中学校の先生にも聞きました。大学に行くのは普通科でしょと。いや、そうではないのですよ、実は。工業高校も農業高校も商業高校も、今、進学のほうが多いのです。いろいろな科目選択の中で、子どもたちが報われているはずなのに、中学校に入った途端にそういうプレッシャーがあつたりもします。それが、だから全ての原因とは言いません。

社会の変化でいうと、子どもたちの関係性がすごく希薄になっています。私たち昔の世

代でいうと、ギャングエイジといって、保護者はそれほど子育てに一生懸命でなかったですよ。道路にほっぽり出しておけば、近所の子どもたちがみんな集まって、本当によちよち歩きの2歳ぐらいから中学1年生ぐらいまで一緒に遊んでいたわけです、道路で。けれども、そういう姿は見えないですよね。

だから、今の子どもはコミュニケーション不足だと言いますよ、それは子どものせいではないですよね、社会のせいですよね、誰かが悪いとかではないのですけれども。

そういう中で育ってきて、みんな個々にバラバラで教室にいます。今の年末で、紅白歌合戦がありますけども、家族でみんなで見たと思います。流行歌があったはずです、親子一緒の。けれども、そういう共通の記憶が今はあるでしょうかと。一つのテレビを見ない時代です。家族に4人いれば、4人とも全部違うデバイスを見ているというような、そういう孤立感があります。そういう中で、子どもたちは社会から多様性を求められて、それでいながら高い学力を求められて競争させられているわけです。だから、その原因は何とかというふうにはしません。ただし、そういう不安感が絶対あるはずです。

解決策になるかどうかは分かりませんが、私自身が関わってきた中でいうと、これから教育委員会の仕事として、核に置きたいのは、多様性をしっかり受け入れるという、そういう子どもたちを育てたいと思っております。

七戸高校でやってきたのは、名簿順はもう男女混合にして、服装検査はやっていません。服装検査をやめたら、もう乱れるのではないかとみんな言っていましたけれども、そのようなことはないです。子どもたちが、まず学校に来ることが大事です。総合学科というのは、1年生でそういう社会の変化についてしっかり勉強します。毎週2時間勉強します。その上で、二、三年生の科目選択をしていく学科なのです。

それなので、中学校時代に不登校の子、大体4分の1ぐらい入っています。けれども、そういう子どもたちがちゃんと受け入れられる、そして、いろいろな子どもが一つの教室にいるということが大事だと思います。いろいろな子どもがいていいんだというふうに、子どもたちがその社会を作っていく。その上で、自分の進路を選ぶというのは、すごく大事なことだと思っていますし、私は七戸町で、小・中学校、高校と連携してというのは、そういう意味で考えています。

なお、高校にいるからこそ分かるのが、小学校時代の取りこぼし、二、三年生ぐらいですかね、二、三、四年生ぐらいの国語とか算数の取りこぼしは、すごく大きいです。この辺をしっかりやらないとダメだというのは、高校で採点しているから分かるのだと思います。

ですからそういった意味で、小、中、高はしっかり連携していかなければいけないと思っています。そういう多様な価値観を受け入れる七戸町でないと、先生方はそれを受け入れられないわけですね。そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

ちなみに、ちょっと長くなりましたが、昔、B B Cでこういう実験をやっていました。

小学校です、外国の……。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁は完結に。

○教育長（森田勝博君） 分かりました。まず、区別したり分け隔てすること、成績で分けたりとかというのは、いじめにも実はつながるということをお話ししたいと思います、これ一つだけ。

昔、B B Cでやっていましたけれども、教室で右側半分にスカーフをつけるのです。それは、君たちは優秀だからということをやるのです。左側につけません。何が始まるかというと、いじめが始まっています。ある日突然、それを逆転させます。あなたたちは、目が黒いから優秀ですというようなことをやるのです。みんな泣き出します。区別をしたり、分け隔てするようなことをしていくと、そういうことが始まります。これは人間の本能だと思います。そういったこと等を変えていかなければいけないと思っていますが、社会でそれを変えていく必要があると思います。原因、結果とかというようなことでは、なかなか言えないです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員、よろしいですか。

○8番（工藤 章君） よろしいです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第24号は原案のとおり承認されました。

---

## ○日程第2 報告第25号

○議長（附田俊仁君） 日程第2、報告第25号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第25号は原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第3 議案第69号

○議長（附田俊仁君） 日程第3、議案第69号七戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第4 議案第70号

○議長（附田俊仁君） 日程第4、議案第70号七戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第5 議案第71号

○議長（附田俊仁君） 日程第5、議案第71号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第6 議案第72号

○議長（附田俊仁君） 日程第6、議案第72号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第7 議案第73号

○議長（附田俊仁君） 日程第7、議案第73号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第8 議案第74号

○議長（附田俊仁君） 日程第8、議案第74号七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第9 議案第75号

○議長（附田俊仁君） 日程第9、議案第75号七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第10 議案第76号

○議長（附田俊仁君） 日程第10、議案第76号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第11 議案第77号

○議長（附田俊仁君） 日程第11、議案第77号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第12 議案第78号

○議長（附田俊仁君） 日程第12、議案第78号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村美術館等）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） まず、指定管理といいますと、指定管理選定委員会というのが出てくるわけですけれども、これはどういうメンバー構成でしょうか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

選定委員会の委員ですが、副町長を委員長としまして、あとは役場の課長職、正確ではないですが、七、八名で構成されております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） まず、指定管理は議会の議決を必要とするということですが、この点数が、その委員会でやった点数で何点というふうに出て、我々の判断基準としては、そこしかないわけで、非常に判断基準が少ないなという気がしています。私は、この高岡さんは税理士という認識しかなくて、なぜという気がしていました。よく読んだら、美術振興会の理事長だということですが、これはいつから理事長なのでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

すみません、手元に資料がありますけれども、ちょっと探すのに時間がかかりますので、後で報告いたします。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 何かしらこの、その採点がこういったというのと、もっと判断基準になるようなものを追加するという考えはないですか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

中野議員の御質問で、この採点結果だけではなく、どういったところを評価しているのかというのが、知りたいというところだと思いますが、議案としては、今こういった形にしておりますが、どういったところを採点しているかという項目は、後ほど来ていただければ、採点のシート等を閲覧していただけるかと思いますので、そのような形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 質問というか、要望ですけれども、だって後ほどといつても、議決を取るのは今ですよね。だから、今、分かる、あるいはそれ以前に分かる方法をお願いしたいと思います。要望でいいです。後で来てみれば分かると言うけれども、議決は今なのだから、それ以前ということです。

○議長（附田俊仁君） 明確に答えてください。総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

そうしますと、まず、どういった点を評価して、採点しているのかという項目を、後ほど、こちらで読み上げてお知らせするという形でよろしいでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 例えば、今この、理事長になったのと、その私的関連というか、この団体とは別問題なのですよ。個人が何しにこのようになったかというのは、この団体が、この人にしたいということだからこうなった。

けれども、この美術館の形というのは、これはここしかない、ずっと、それしかないのです、公募をしようにも。採点しようにも、ただ基準の形があるから、これくらいの採点であればいいよという基準を満たすか。だって、それ以外に応募しても仕方ないではない

ですか。

だから、これはこれ以上やつても。何回も言うけれども、個人の方というか理事長になった人が、この人はどういう人かというのは、これは私たちのはんちゅうとは違う話で、議会ではないです。

要するに、この団体の長になるのは、その中で決めればいい話。ただ、指定管理をするのは、鷹山宇一記念美術館を指定管理するのは、ここしかないから、これはこれで良いと思います。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 意見はそれでいいのだけれども、前職の履歴まで制約される。例えば、道義的に言って、あるいは資質に欠けるとか、そういう類いにつなげるのならば、まだしも。その辺の、我々はそこまで判断を求めるものですかね。では、全て今度は履歴を添付してもらわなければならない、それをよしとするならばと思うのだけれども。

○議長（附田俊仁君） 答弁求めますか。

○8番（工藤 章君） どちらでもいいです。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

1番議員。

○1番（藤井夏子君） 何点かお伺いしたいのですけれども、初めに、この指定管理候補者、この選定方法についてお聞かせ願います。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

今回の指定管理者の選定の方法は、公募によらない選定で行っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 公募によらない選定ということですけれども、候補者を公募しなかった理由が何かあるかとは思います。今、2番議員からお話しさりました、いわゆる、ここを押したかったというポイントがあるかと思いますので、そちらがお分かりになりましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

三つほどございます。

一つ目は、鷹山宇一画伯や七戸にゆかりのある画家の調査研究をされていて、そこに関する知識があるということ。そのほかは当然ですけれども、美術に関する高度な専門的知識があるというのが1点です。

二つ目として、団体が明確な経営理念、目的を持っているということでございます。公益財団法人鷹山宇一記念美術振興会は、鷹山宇一画伯が制作した絵画作品、あとは先ほど

も言いました七戸町にゆかりのある画家の作品を通して、地域における文化の発展に寄与するという運営理念、目的を持っているということでございます。

最後に三つ目として、今まで美術館を運営してきたという実績でございます。指定管理制度が導入されてから、今年で20年になりますが、「小さな町の小さな美術館」というキャッチフレーズのもとに、さまざまな企画運営をしてきたということでございます。

この三つが、公募によらない選定ということで行っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 実力と実績が伴っていて、町としては推すポイントが非常に多かったというふうに受け止めました。

最後の質問になります。先ほども出ました指定管理者選定委員会において、申請者から提出された資料やプレゼンテーションを行って評価しているものと承知しております。この財団から提出された資料やプレゼンテーションにおいて、担当課長として興味を引くものだったりですとか、今後これをやってほしいなという事業提案のようなものが、もしありましたらお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

美術館では、通常の企画展示、運営をやっているほかに、あとは講座とかワークショップもやっております。どちらかというとこれまで、大人向けの講座、ワークショップが多くたのですが、令和8年度からの5年間の計画を見ますと、それを大人から、今度は子ども寄りにシフトして講座、ワークショップを開催したいということでございました。

具体的にどのようなものがあったかといいますと、美術館で美術部のようなものを立ち上げて、町内の小・中学生、あとは七戸高校生、あとは養護学校生を対象に、その美術という一つのジャンルで、そういう異年齢、いろいろな立場の生徒を集めて、講座、ワークショップを開きたいというものが、すごく自分としてはいいのではないかなと思いました。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 私も美術館に行く際には、子どもと行くことが多い、年に数回行っている企画展の中には、絵画作品の企画展だけではなくて、子どもに特化した企画展などもありまして、非常にいいかなと思っています。それゆえか、県内の方々、町内外から多くの人が足を運んでいるなというふうに感じております。

指定管理者の美術振興会が管理運営を行いますが、町の生涯学習課においても、町の美術振興、芸術の振興という意味でも、町内の子どもたちをどんどん巻き込んでいただきたい、今後しっかりとサポートしていただきたいなと思います。

要望で終わります。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） この後にも出てくるのだけれども、どうしても、これは公募できるものと、できないものというのがあるわけでしょ。例えば、東八甲田家族旅行村にしても、ゆうずらんどにしてもそうです。そうすれば、今こういうふうにして公募できる体制ではないと、その形の基準値というのがあるのです。前にこれ、たしか話したことがあります。その基準値がないからこうなるのです。ほかから公募してやれるものと、やれないものがあるわけでしょ。

だから、その基準というのは、なければそれをつくるとかしなければ、だんだん受け皿が少なくなるのです。それがありますか。誰がいいですかね。簡単に言えば、なかつたねと言えばいい。ある、ない、どちらですか。

○議長（附田俊仁君） 一度御着席を。

少々お待ちください。

○13番（三上正二君） いや、なかつたらいいですよ。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず、公募によらない選定ということにつきましては、やはり、受け入れていただける事業者というのが、なかなかこの1社しか見当たらないというところで、公募によらない方式を取っておりますが、中には、公募に適したような指定管理業務もあれば、公募による方法も、明確な基準というはあるかどうかというのは、ちょっと後ほど調べたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） どうしても、これは否が応でも、事業者でやれるところというのは、限られてくるわけです。そうだとすれば、この町内の中でやれるところというのは、だから、ゆうずらんどを社会福祉協議会にやらせているでしょ。そういうのって、これは、初めからそれしかないから、やっているわけです。

だから、そうだとすれば、今の鷹山宇一記念美術館もそうなのです。初めから、そういう形でやってきたのもある。だから、その辺のところを明確な形を、これは、こういうときはこういうふうにやりますというのを、条例をつくったほうがいいですよ、基準を。どうですか、町長。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今、おっしゃるとおりだと思います。指定管理は、その指定管理の施設の実情に応じて、公募も選定もできるというようになっておりますけれども、しっかりとしたものが今ない中で、この今言うような中身をもう少ししっかりできるようなものをつくっていくように進めてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 13番議員、よろしいですか。

○13番（三上正二君）　　はい。

○議長（附田俊仁君）　　14番議員。

○14番（田嶋政義君）　　この指定管理に関する、アリーナについて、来年は国体も来る。だから、そういうのに続いて、私はもう役職も辞めましたので、そういう意味では、町のほうでもう10年もそのままで、スポーツ関係のものはそのままになっている。

ですから、それを、やはりいつ、そういうふうにきちんと取り上げるのか、やはりきちんとしておいてほしいなと思っていました。

○議長（附田俊仁君）　　14番議員、今、美術館の指定管理の話なので、今の話は、答弁はさせません。

ほかにございますか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君）　　先ほどの2番議員の御質問の、代表理事は何年からかということですけど、令和3年からでございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君）　　そのことについて、2番議員よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第13　議案第79号

○議長（附田俊仁君）　　日程第13、議案第79号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町東八甲田家族旅行村）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第14 議案第80号

○議長（附田俊仁君） 日程第14、議案第80号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町営スキー場）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第15 議案第81号

○議長（附田俊仁君） 日程第15、議案第81号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第16 議案第61号

○議長（附田俊仁君） 日程第16、議案第61号令和7年度七戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページから12ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

13ページ、1款1項1目議会費から、17ページ、2款4項3目参議院議員通常選挙費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、17ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、21ページ、9款1項3目消防施設費まで発言をします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、21ページ、10款1項1目教育委員会費から、24ページ、13款2項11目森林環境譲与税基金費まで発言をします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） どこの科目かということは分からないので、今、こういう形にしました。

というのは、先般の一般質問というのを、これは議会費にあたるのか、どこに入るのか分からぬけれども、町長の答弁の中で、あまりにも「前向きに検討します。」が多いわけ。町長は、元役場職員で課長をやっていたから分かっていると思うのですけれども、前の町長のときには、「検討します。」となれば、6か月後に回答書を出すわけ。それはどうしてできたか、分かっていますか。

そう言うのは、そのときに、「善処します。」というところは、それこそ「前向きに検討する。」では回答にならないのです。そのために、わざわざ、また後からその文書を

作ってきて、6か月後に、今度は皆に配付しなければならない。無駄なことをやっている。

例えば、この前の一般質問で、1番の藤井議員の場合もそうです。インフルエンザに対していつ頃りますか、いや、前向きに検討してと言った。でも、それというのは、いつからいつ、限定できるのなら限定したほうがいい。

それから、選挙管理委員会も同じ。いつのときから、これをやるようにしますと、検討しますと、期日を明示しないとだめです。いつも、いつも、善処します、善処しますと。

それから、あとは逆に、できないものは、今の現在の時点で、これは考えていません、できませんでいいのです。メリハリをつけなければ、いつまでもだらだらいくわけです。

そのところで、まずもう一つは、これは農林課になると思うのだけれども、この町なか、町のはずれのほうを含めても、猫にでも何にでも餌をあげている。ペットに餌をあげるのはいいのです。外で餌をあげて、そこに置きっぱなしにするわけだ。そうすれば、猫だけが食べるわけではないよね。たまたま、知り合いから動画を見せてもらったけれども、狸が来ているわけです。これは大きな狸だ。猫ではなく、そういうのが来ているわけです。そしたら、今度は、カモシカの親子も来ているわけです。そのうちに、熊も来るのではないか。

ただ、そうなれば、これはただ条例でこうだからとこの啓蒙運動とか、そういうことになればいいけれども、もし仮に熊でも寄ってきたらどうするのですか。

だから、その辺については、ちゃんとした形の中で対策を取ってもらいたいと思います。この件は、これは農林課だと思うけれども。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、一般質問の答弁、「検討してまいります。」、確かに、いつまでになるのか、何なのかという、当然その話があって、6か月後に答えたというのも承知しております。

それなので、今おっしゃるとおり、明確にできるものは、いつまで、いつ頃までという期限を決めて、答弁してまいりたいと思います。

それから、どうしてもやはり、いろいろなものを調べていかなければならない、時間がかかるものは、もう少し時間をいただいて回答しますというような、分かりやすい答弁にしてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

議員の質問の中に、「野良猫」というキーワードがありましたので、保健福祉課から回答させていただきます。

野良猫に餌をあげる行為、その行為そのもの自体を直接禁止するというような法律はないのですけれども、動物の愛護及び管理に関する法律というところで、動物への不適切な関与によって、周辺の環境が著しく損なわれる場合、これは、都道府県知事が原因者に対

して指導、勧告、命令を行うことができるとされております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 次に、農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

三上議員のおっしゃっている猫の餌やりの件ですけれども、それが起因となって、狸とか猪とか、鹿とか熊ということにつながれば大変ですので、結局は、行政指導を徹底してまいりたいのですが、それに従わない場合、動物愛護法に、指導、勧告、命令という部分がございまして、それに従わない場合、罰金制度50万円以下を科すという法律がございます。

ただし、そうなる前に、関係する健康福祉課と農林課で、猫の餌やりをしている方に、そういう法律に抵触しているよという部分で、最終的にはそういうことになりますということで、強い行政指導で対応したいと考えてございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 餌やりですが、五、六年前、もっと前からですか、この話が出て、何回も話をしているのです。けれども、やらない人はやらないのです。でもそれは、野良猫のうちは、まだそれはいいのです。人的被害も大したことはないので、ないわけではないでしょうけれども、ただそうしているうちに今度は狸が来て、カモシカまで来たら、熊も出てきたらどうするのですか。

だけれども、やってている人はその認識がないわけです。これは、町中の話なのです。カモシカまで来ているのは。だって、家の側まで熊が来ている世界なのだから。別にその人を罰したいという意図のものではないですよ。だけれども、そういう認識がないから。だから、必要ならば、条例を作るようすれば。人が怪我したらどうするのか。こうしてしゃべっている間に何かあったら、あなたたちどうやって責任とるのかと言われるよ。やはりその辺は、この行政でも最悪の場合を考え、人を罰するのではなくて、起きないためにやってほしい。

それから、町長に確認だけれども、ちょっと私、聞き漏らしたのだけれども、そういう言葉遣いのやれるもの、やれないもの、それから検討を要するもの。だから、例えば、昨日の一般質問で、学校を統合して少なくしろと、その次の段では、新しい中学校をつくれと、相矛盾しているわけ。そういう質問に対しての教育長の答弁についてもそうなわけです。けれども、その中で答弁する側だから、一つ一つ丁寧に答えているというのは分かるのです。だけれども、できないものはできない、やれないものはやらないと、今、考えていませんでもいいのです。将来考えなければならないなら、考へてもいいのです。検討するという答弁ばかりでは駄目なのです。

でも、町長の答弁の中で、例えばインフルエンザでも、選挙管理委員会のそういうのは、みんな、課長たちと打合せをして答弁書を作っているでしょ。そのときの中で、これ

はできます、これはできませんという形を明確に、次の議会からやりますか。念を押して聞きます。

○議長（附田俊仁君） 回答、ダブりますけれども、いいですか。先ほどの回答で。

○13番（三上正二君） 聞き落としました。

○議長（附田俊仁君） 聞き落としましたか。

町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。先ほど、答弁させていただきましたけれども、そういう形で明確に進めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 6款の農林水産業費12目土地改良総務費、天間ダム関係ですけれども、昨年、御存じのとおりダムの放水口の不具合、これはどのようになりましたか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

現在、天間ダムは詰まっている箇所、工事中で、水を貯めて大きい船を浮かべて、作業中で、まだ現在ございます。今年度中にある程度解消するということで、県からは確認を取ってございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 昨年の夏は、非常に雨も降らないというのもあって、また、このダムの件もありましたが、ダムに関係ない地区でも、やはり田んぼの用水に非常に困つて、特に、このダムに関連したところは番水制を取ったわけですけれども、やはり下流域には、番水で代わる代わるやったとしても、いつも上流の人が水を取ると、下流にはいつも行かないと。これは、役場にも苦情が来たりしたようですが、やはり第一義的に、土地改良の問題なような気もしていますが、やはり役場としても、できる部分はあると思います。例えば、放送で何かできるのではないかとか、その点どういうふうに考えてますか。これは、例えば来年も恐らく夏、最近は、いつの年も水が少ない、そういう傾向があります。もちろん、ダムの放水口が直ったとしても、やはりこういう傾向はあるのかなと思います。どのように考えているか、お願いします。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

その水不足の問題ですけれども、本来ならば土地改良区で対処する問題ですが、当然役場にも苦情の電話が来てございます。役場で何ができるかと言いますと、土地改良区のほうから、番水制をいつからいつまでやりますからという部分で、防災無線で対処して流すと、できるとすれば、それぐらいしかできないので、来年もそのように対処したいと思っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） それぐらいしかできないと言いますが、やはり土地改良区へのある意味、指導というか、そういうようなのも、指導ではないかもしれませんけれども。やはり、結局は個人個人のままで、個人個人というか、そこに行き着くところもあると思うのです。上流下流、やはり下流にもやるという。やはり、土地改良区にそういうような行動を促すという、そのような働きかけはできると思います。できる部分は、もっとあるのではないか、これしかできないではなくて、できる部分はあるのではないかと思いますので、そういう組合員に対して、前もって、やはりそういうのを考えられるのだから。それぞれの土地改良区の働きかけという部分でお願いしたいと思います。要望です。

○議長（附田俊仁君） 心情は分かりますが、限界があると思いますので、答弁は差し控えさせていただきます。

ほかにありませんか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 13ページの2款総務費、一般管理費に関連してお聞きします。

先般、報道によりますと、隣接の市町村で、職員の公金の不正事件が発生いたしました。このような事案については、我が町村も記憶によりますと、新しいところではあったわけですけれども、当然、公金管理が、そのときに厳格になされなければならないような対策が講じられたと思うのですが、このようなことに関して、我が町村の場合は、少なくとも公金管理では、特に、職員がいろいろな事業の団体の事務を担っているケースのような場合については、どのようになっていますか。

そして、併せて、日を置かずして、これは某事務組合でも職員の事務的なミスが一般質問によって明らかになっています。

そこで、これは報道によるのですけれども、いわゆる職員の処分が公開されました。その件について、我々は、そういう処分を受ける場合、あるいは受けた場合、公開、ほとんど知らないですね、懲戒の免職以外はほとんど。その基準、あれは一般質問で、あいう報道が明らかになったのですけども、問われると公開するものか、あるいは問われなくても、別に公開する術はないのか。その辺の基準はどこまでがあるのですか。その辺を、ある程度基準があったら少なくとも教えてください。職員に対する処分は、訓告、戒告、厳重注意とか、職務停止とか、あるいは懲戒免職とか、いろいろあると思うのだけれども、どこまでが公開して、ああいう形で一般質問で公開せざるを得なかつたのか、その辺の基準はちょっといまいち分からないです。その辺も、もし分かりましたら、答弁できる範囲内でお伝えできますか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず、公金、また各種外郭団体の準公金の管理については、まずは、通帳印と通帳というのは、課長と担当者、それぞれ別に管理しております。通帳からお金を引き出す等のと

きは、必ず課長が通帳等に目を通すようにしておりますので、しっかりやってるものと思っております。

あとは、事務ミスですか、不祥事等を起こした場合の公開基準というのは、その個々の案件ごとに判断しております。その公開基準につきましては、一応、マニュアル等のようなものがありますが、やはり自主的に公開しなければならないものというのは、今までも十分、役場から発信して公開しております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 某事務組合の場合は、一般質問で、あれは答弁せざるを得なかつたのか、あえて答弁したのか。そうすると、公の質問になった場合は、それは、そのときの判断と理解してよろしいですか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

様々なケースが出てくる場合があると思います。やはり、そのときのケースバイケースによりまして、質問等出た場合でお答えする場合もあるでしょうし、自ら先に公表すると、そういったこともあると思います。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほど、2番議員の鷹山宇一記念美術館の指定管理に関する答弁の漏れがございましたので、総務課長より説明させます。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） 先ほどの指定管理者の議案のところで、公募とするのか、または1者を指定して事業者を決めるに、そういう基準はあるのか、ないのかというところの御質問にお答えいたします。

町の指定管理者制度の導入及び運用に係る基本方針というところに、指定管理者の募集については、原則公募することとなっております。

ただし、地域性が高いため、地域住民の組織の指定が適当と認められる場合、また、高度な専門性、特殊性を有する施設で、当該団体のみが業務遂行可能な場合等は、公募によらず、特定の団体を指定することができるというふうになっております。

このようなところから、今回は、全て1者指定ということで、指定管理者を選定しております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） それでは、進めますけれどもよろしいですか。

○2番（中野正章君） はい。

---

#### ○日程第17 議案第62号

○議長（附田俊仁君） 日程第17、議案第62号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 国民健康保険、町民の健康に直結する質問で、議長、休憩して質問させていただきますが、よろしいですか。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時16分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第18 議案第63号

○議長（附田俊仁君） 日程第18、議案第63号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第19 議案第64号

○議長（附田俊仁君） 日程第19、議案第64号令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第20 議案第65号

○議長（附田俊仁君） 日程第20、議案第65号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第21 議案第66号

○議長（附田俊仁君） 日程第21、議案第66号令和7年度七戸町七戸靈園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第22 議案第67号

○議長（附田俊仁君） 日程第22、議案第67号令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を申します。

13番議員。

○13番（三上正二君） 教えてもらいたいのですけれども、よくテレビ等で、この老朽化によって水道管が破裂してどうのこうのといっているのだけれども、七戸町の大きい管はないと思うのですけれども、その辺のあたりはどうなっているのでしょうか。知らないので、教えてください。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

当町の水道管についてですが、一番大きいといいますか、管径の太い管で300ファイの管があります。こちらについては最大ということでおろしいでしょうか。一番大きい管で、300の太さの管がございます。

○議長（附田俊仁君） 漏水とか、そういうものは。

○上下水道課長（町屋淳一君） 漏水状況については、件数については詳しいところは、大なり小なり、いわゆる給水管から漏れている場合もありますし、大きい100の太さの管からの漏水もございますが、これは、実質的な数字はつかんでございませんが、年間で約50から100件程度、大なり小なりで漏水はございます。

喫緊でございますと、11月の間に、管の破裂については、100の太さの管が2件ございました。こちらについては、老朽等に伴う漏水ということでございます。1件、75ミリの管の破裂については、これは電力会社の破損によるものでございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 詳しい説明ありがとうございました。聞きたいのは、随時この老朽管を交換していると思うのです。その辺の絡みのところだけを聞きたかったのです。

例えば、当然、形であるものは壊れていくので、だから交換していると思うのだけれども、その辺の進捗状況だけ、概要でいいから教えてください。詳しいのは、要りません。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

今年度のベースでいきますと、石綿管を中心に、国庫補助金につきましては石綿管を中

心に更新してございます。現在、石綿管の延長は約30キロ、まだ残ってございまして、1年間に約1キロ、2キロの進捗率ということになります。

そのほか、生活路線といったしましては、道路改良工事等に合わせまして、老朽した管の布設替えを行ってございます。町全体といたしまして、対応年数を超えた老朽管については、約65%となってございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第23 議案第68号

○議長（附田俊仁君） 日程第23、議案第68号令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 委員会報告書について

○議長（附田俊仁君）　日程第24、委員会報告書についてを議題といたします。

本件については、令和6年度第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長の元に提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております委員会報告書について採決いたします。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、役場新庁舎建設を中心とした新町整備を講じるべきである。一つ、町税等の徴収を強化すべきである。一つ、課の設置及び文掌事務の見直しを図るべきである。一つ、ふるさと納税の総合調整を強化すべきである、の4件。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、農畜産業の振興及び商工業の復興への対策強化を図るべきである。一つ、地域産業振興やふるさと納税返礼品のために、商品開発、ブランド化の対策を講じるべきである。一つ、生活路線・上水道の整備及び更新を推進すべきである、の3件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、町の実態に即した子育て・保健・福祉・介護の支援を講じるべきである。一つ、図書館の新たな施設整備を図るべきである。一つ、環境衛生対策の強化を図るべきである、の3件。

以上10件を、町当局に要請すべきであるとするものです。

本件は、各常任委員長の報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、委員長報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

---

#### ○日程第25 閉会中の継続調査申出書について

○議長（附田俊仁君）　日程第25、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会

運営委員会から、令和8年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申出があります。

本件を申出のとおり、閉会中の継続調査をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申出のとおり、令和8年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ○追加日程について

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

追加議案10件が提出されましたので、去る12月2日、議会運営委員会において追加することと決定いたしましたが、議事日程に加えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案10件については、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ○追加日程第1 追加提出議案の一括上程について

○議長（附田俊仁君） 追加日程第1、追加提出議案の一括上程について。

議案第89号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第88号令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第4号）までの10議案を一括上程いたします。

町長から追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋邦貴君） ただいま提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいまして誠にありがとうございます。また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮でありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第89号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第90号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第91号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、職員の給料月額並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するために提案するものです。

議案第82号令和7年度七戸町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出の総額に4,104万3,000円を追加し、予算の総額を112億9,490万3,000円とするものです。

今回の補正は、人事院勧告に基づき、人件費関連予算を補正するものであり、以下、特別会計及び事業会計においても同様の理由により補正するものでございます。

議案第83号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の総額に121万9,000円を追加し、予算の総額を17億416万8,000円とするものです。

議案第84号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の予算の総額に53万7,000円を追加し、予算の総額を5億730万6,000円とするものです。

議案第85号令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の予算の総額に158万9,000円を追加し、予算の総額を27億9,706万6,000円とするものです。

議案第86号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の総額に15万6,000円を追加し、予算の総額を640万6,000円とするものです。

議案第87号令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業外収益に3万1,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億9,936万6,000円とし、収益的支出の営業費用に38万2,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億7,543万6,000円とするものです。

議案第88号令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業外収益に65万5,000円を追加し、下水道事業収益の総額を3億278万円とし、収益的支出の営業費用に65万5,000円を追加し、下水道事業費用の総額を3億8,627万8,000円とするものです。

以上、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

---

### ○追加日程第2 議案第89号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第2、議案第89号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第3 議案第90号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第3、議案第90号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第4 議案第91号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第4、議案第91号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第5 議案第82号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第5、議案第82号令和7年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第6 議案第83号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第6、議案第83号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第7 議案第84号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第7、議案第84号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第8 議案第85号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第8、議案第85号令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第9 議案第86号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第9、議案第86号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第10 議案第87号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第10、議案第87号令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第11 議案第88号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第11、議案第88号令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

### ○閉会宣言

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第4回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時39分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和7年12月5日

上北郡七戸町議会 議 長

議 員

議 員